

社会福祉法人あすなろ福祉会

評議員、評議員選任・解任委員及び役員（理事・監事等）の報酬等、費用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ福祉会（以下「本会」という。）の定款第6条、第8条、第10条第2項及び第21条に基づく評議員選任・解任委員、評議員及び役員（理事・監事等）の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- （1）評議員とは、定款第5条による者という。
- （2）評議員選任・解任委員とは、定款第6条による者をいう。
- （3）役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- （4）常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- （5）非常勤役員とは、第3号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- （6）報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- （7）費用とは、評議員選任・解任委員、評議員及び役員（理事・監事等）の職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の額）

第3条 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会の出席の都度、別表第1に定める額を支給する。

2 評議員の報酬は日額とし、評議員会等本会業務への出席の都度、定款第8条に定める各年度の総額300,000円を超えない額の範囲内で、別表第1に定める額を支給する。

3 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当を支給し、金額は次の通りする。

- （1）報酬は別表2に定める。
- （2）通勤手当は、1ヶ月15,000円を限度として実費を支給する。
- （3）退職金は、常勤役員のみを支給する。支給額は役員退職慰労金・弔慰金規程による。

4 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表第3に定める額を支給する。

5 この条の第1項、第2項及び第4項の規定による報酬は、次の各号に掲げる事項に該当する場合又は者には支給しない。

- （1）定款第13条第4項及び第26条第2項の規定に基づき、決議があったものとみなされた場合
- （2）本会の給与規則に基づき給与の支給を受けている者
- （3）国又は地方公共団体の職と兼職する者

（報酬支払方法）

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

（費用の弁償）

第5条 本会は、第2条第1号、第2号及び第5号に定める者が、その職務遂行を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については別表4に基づき算出されたものとする。

- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第6条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年6月22日より施行する。

平成30年6月22日 一部改正

別表1 評議員、評議員選任・解任委員の報酬（源泉徴収後）

役職	報酬日額（1人当たり）	備考
評議員	10,000円	定款第8条基準内とする
評議員選任・解任委員	5,000円	

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬月額（1人当たり）	備考
役員（常勤）	300,000円	理事長業務報酬等 支給日月末

別表3 非常勤役員等の報酬（源泉徴収後）

役職	報酬日額（1人当たり）	備考
理事（常勤以外）（1）（2）以外の理事会	10,000円	
理事（常勤以外）（2）	但し年1回年間計画等の役員会は 20,000円とする	
監事（常勤以外）（1）（2）以外の監事会	10,000円	
監事（常勤以外）（2）	但し年1回年間計画等の役員会は 20,000円とする	

別表4 旅費手当（日額）（源泉徴収後）

旅費	宿泊費1日	報酬	その他
実費	20,000円	15,000円	実費